

加藤内科広報新聞 9月号

介護保険は、どんな時に使うの？

私たちがケガや病気になったときに受ける医療保険は、保険証があれば給付されますが、40才以上の方が加入している介護保険は、介護が必要になったときに申請し、介護が必要だと認定されてからの給付となります。

日常生活でこんな困ったことはありませんか？

歩くのが不安で外出できない・・・

- ・車椅子や歩行器などの福祉用具を借りることができます。
- ・介護スタッフと一緒に足腰を鍛える機能訓練を受けることできるサービスがあります。



食事をするのが一人だと難しい・・・

- ・訪問介護を利用すると、ヘルパーが食事のお手伝いをしてくれます。
- ・通所介護(デイサービス)などで、食事のお手伝いや栄養改善、噛む力や飲み込む訓練を受けることができます。



掃除や洗濯などの家事が思うようにできない・・・

- ・訪問介護を利用すると、ヘルパーが家事を円滑に進めるためのお手伝いをしてくれます。

お風呂に入るのが大変・・・

- ・訪問介護を利用すると、ヘルパーが、自宅での入浴のお手伝いをしてくれます。
- ・自宅での入浴が難しいときは、移動式の浴槽での入浴サービスなどがあります。



階段の登り降りが怖い・・・

- ・階段に手すりをつける工事に介護保険を使うことができます。

認知症になった、ケガや病気で今までのような生活ができない、加齢による衰え・・・など、介護が必要になるきっかけは様々です。

何から手をつけたらいいかわからないときや困ったことがあるときは、お住まいの区役所の介護担当窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。

□西区地域福祉課介護保険係・・・Tel.072-275-1912

□浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和にお住まいの方・・・西第1地域包括センター

(社福)コスモス 結いの里 Tel.072-268-5056

どんな人が介護保険のサービスを

受けることができるの？



- ・65歳上の方・介護が必要と認定された方
- ・医療保険に加入している40～64歳の方で老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護が必要と認定された方

どうやってサービスを申請するの？

まず、お住まいの区役所の介護担当窓口で申請します。

申請書と介護保険被保険者証(40～64歳の方は医療保険被保険者証)を提出します。

※主治医(かかりつけ医)を記入する欄があるので、あらかじめ医師の氏名・住所・電話番号を確認しておきましょう。

かかりつけ医とは、日頃から継続的に診てもらっていて、心身の状況を把握している医師のことです。

介護や支援が必要だということ、どのくらいの介護が必要なのかを判断するための審査が行われます。

- 調査員が自宅を訪問し、本人と家族から聞き取り調査を行います。
 - 申請をしたときに記入した主治医が、市からの依頼で本人の心身の状態について意見書を作成します。
- 聞き取り調査の結果と、主治医の意見書をもとにして、介護認定審査会が総合的に審査・判断します。

本人が申請できないときは代行で申請ができます

法令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設、地域包括支援センターなどに相談して下さい。

申請から約1ヶ月で認定結果が届きます。

認定された要介護の区分(要介護1～5、要支援1・2、非該当)で、受けることができるサービスが異なります。

どのようなサービスを受けたいのかケアマネージャーと相談し、ケアプランを作成、そのケアプランに基づいたサービスが開始となります。

ケアマネージャー(介護支援専門員)とは？

ケアマネージャーは、介護サービス計画(ケアプラン)作成の専門員です。

介護サービスの提案、事業所との調整など、ケアマネージャーは介護のパートナーなので、

サービスを受けていて、不満に思うことや改善してほしいことなど、本人や家族の意はしっかり伝えましょう。

合わないな～と感じたら、サービスを受ける側でケアマネージャーを変更することもできますので、遠慮せず希望するサービスを伝えましょう。

